

株式会社山形銀行と山形労働局との働き方改革に係る包括連携
に関する協定書

株式会社山形銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。
但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県山形市七日町三丁目1番2号

株式会社山形銀行

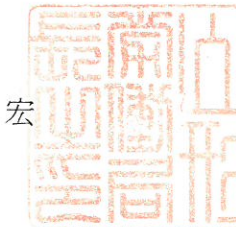
代表取締役 長谷川 吉茂



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山 佳宏



株式会社荘内銀行と山形労働局との働き方改革に係る包括連携
に関する協定書

株式会社荘内銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。

但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県鶴岡市本町一丁目9番7号

株式会社荘内銀行

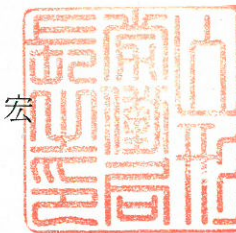
代表取締役頭取 上野 雅史



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山 佳宏



株式会社きらやか銀行と山形労働局との働き方改革に係る
包括連携に関する協定書

株式会社きらやか銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。

但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやか銀行

代表取締役頭取 栗野学



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山佳宏

